

## 申告に必要な持ち物をお忘れなく

以下の書類を必ず準備してください。必要書類に不足や不備があると申告相談が受けられない場合があります。

### □昨年の収入がわかるもの

給与・公的年金・退職所得などの源泉徴収票、農業・営業・不動産所得の収支内訳書、個人年金の支払証明書など。

### □控除の金額がわかるもの

生命保険料、地震保険料、社会保険料、国民年金保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの領収書または証明書、寄附金の受領書や証明書、その他控除を受けるために必要なもの。

医療費控除を受ける場合は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。必ず事前に作成してください。

障害者控除の適用を受ける場合は、障がいの種別や等級(程度)の分かる手帳や、障害者控除対象者認定書が必要です。

### □本人確認のため、(1)もしくは(2)を用意ください

(1)マイナンバーカード(個人番号カード)

(2)番号確認書類(通知カードなど)+身元確認書類(運転免許証など)

### □税務署から送付された「確定申告のお知らせ」(はがき)(届いた人のみ)

### □還付金が発生する場合は本人名義の預金口座番号がわかるもの

### □その他必要な書類

※収支内訳書、医療費控除の明細書は国税庁ホームページにて印刷するか、役場で受け取ってください。

## 役場・地区会場で相談受付ができない申告があります

青色申告、株式・土地・建物・先物取引・FX(外国為替証拠金取引)などの譲渡所得および贈与税の申告や、住宅借入金等特別控除を初めて申告する人、災害などで資産に被害を受けた場合の雑損控除がある申告は、大垣市情報工房で申告してください。これ以外にも、大垣市情報工房へご案内する場合があります。

## 申告しないとどうなるの?

所得税は収入(所得)がない場合は申告不要です。町・県民税は、前年(1月1日~12月31日)に得られた所得と諸控除について申告する必要があります。この申告は、町・県民税の賦課資料となるだけでなく、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの算定の基礎資料にもなります。申告をしなかった場合、税関係証明書(所得証明や課税証明書など)の発行ができないことや、国民健康保険税の軽減判定や高額療養費の支給、保育料決定や各種手当・助成金など、さまざまな行政サービスが適切に受けられないなど、不利益になる場合があります。

問 所得税および復興特別所得税・消費税 大垣税務署 ☎78-4104  
町民税・県民税 税務課 住民税係 ☎22-7500

## 自主申告される人へのお知らせ

ご自身で作成された確定申告書は以下の住所へ郵送をお願いします。

▶郵送先／〒460-8527 名古屋市中区三の丸三丁目2番4号  
名古屋第二国税総合庁舎 名古屋国税局 業務センター

## マイナンバーカードで確定申告を簡単に!

マイナンバーカードを持っている人は、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」と「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を連携させると、スマートフォンで簡単に確定申告ができます。

利用するときは、次のものをご用意ください。

・マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書、署名用電子証明書の両方が搭載されたもの)

・利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)

・署名用電子証明書の暗証番号(英数字6桁~16桁)

・マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン

・マイナポータルアプリ

詳細は以下の二次元コードからご確認ください。

e-Tax	マイナポータル(Web版)	マイナンバーカード 読み取り対応スマートフォン	マイナポータルアプリのダウンロード	
			iPhone	Android

